



部活動計画 後期課程

1 目 標

- (1) 部活を通して生徒が喜びや生きがいを感じ、学校生活をより充実させる態度を養う。
- (2) 生涯にわたって運動や文化活動を豊かに実践する資質や能力を育成する。
- (3) 個性を伸長し、自主性を育て、社会性の発達を図る。
- (4) 豊かな人間関係と人間性を育成する。

2 指導方針

- (1) 生徒の自発的・自治的活動を尊重し、上級生と下級生が協力して活動できるための環境を整える。
- (2) 目標をもたせ、前向きに活動できるよう支援する。
- (3) 生徒指導の一環と考え、礼儀や基本的生活習慣を身に付けさせる。
- (4) あいさつ・返事・掃除・荷物等の整理整頓がしっかり意識できる生徒の育成をめざす。
- (5) 「下野市部活動の方針」を遵守し、安全対策を徹底させる。

3 体罰の禁止と指導のあり方について共通理解事項

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみに固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。
- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は、精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。
指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

平成25年3月13日 文科省通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」より抜粋

4 運営規定および具体策

- ① 部の設置については、本校の伝統や指導方針・施設・設備・指導教師や生徒の状況などを考慮して、毎年見直しを行い最終決定は、校長の判断による。
- ② 1つの部に必ず一人以上の顧問を配置し、生徒の指導・支援を行う。顧問は指導計画（年間・月間）を作成し、校長の承認を得る。役割分担は、担当ごとに話し合い、協力して指導にあたる。必要に応じて顧問会議を開き、指導の共通化を図ることとする。
- ③ 7年生の入部については、見学期間・体験期間を設け、十分に時間をかけて行い、原則として、入部した部で3年間活動する。ただし、何らかの理由により、本人と保護者からの退部の願いがあった場合には、学級担任と顧問で指導にあたり、検討・承認をする。なお、各部活同顧問や前期課程担任と連携をとり、土日等の部活動の際に、6年生の部活動体験の機会を設ける。（1月～2月が望ましい）
保護者承諾の入部願いを校長が受理して、正式入部とする。（生徒→担任→担当顧問→部活動係→校長）担当顧問は名簿を係に提出する。
- ④ 部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画活動実績を作成し校長へ提出する。

⑤ 下校時刻について

4月	5月～7月	9/1～9/22	9/25～10/13	10/16～1/31	2月	3月
18:00	18:30	18:00	17:30	17:00	17:15	17:30

- ・下校時刻15分前には、活動を終了し、速やかに下校させる。
- ・朝練習は7:00～とし、着替えを済ませ7:55には教室に入る。休日は半日練習を原則とするが、大会・練習試合等はその限りではない。
- ・長期休業（夏休み、冬休み、春休み）は、16:30完全下校とする。

⑥ 活動について

- ・休養日は、週当たり2日以上（平日水曜日、週末1日以上とする。）

- ・長期休業中は、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(1) 夏季休業は、学校閉庁期間を含む7日間

(2) 冬季休業は、学校閉庁期間6日間

(3) 春季休業は、3日間（学年末・学年始の職員会議期間）

- ・1日の活動期間は、長くても2時間程度とする。学校の休業日や長期休業中は3時間程度とする。（但し、活動時間には、準備、片付けは含まない。）

- ・朝練を行う場合には、その時間は1日の活動時間に含め、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。

- ・練習試合等で基準の活動時間を越える場合には、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

- ・暑さ指数が31℃以上（気温35℃以上）の場合には、活動を原則として行わないこととし、「熱中症対策マニュアル（市教育委員会）」を参考に熱中症対策を講じる。

- ・感染症拡大の特徴に応じて感染症対策を行う。また、練習試合等を行う際には、「部活動実施に係る対応マニュアル」（2020.7.28 ver.3 栃木県スポーツ振興課）に添付されている「参考資料2 学校施設を利用した練習試合等を開催する際の留意事項」に準じて、感染症対策を講じる。

⑦ カバン等の荷物は、教室や昇降口に置かず部活動場所に置かせ、ヘルメットは荷台にしばっておく。自転車は校内での活動の場合は自転車小屋へ、他の場合は活動場所付近へきれいに整列させておく。（徹底）持ち物・服装は生徒心得に準ずる。

⑧ 活動停止日について

- ・定期テスト・・テスト実施日の3日前から終了日の朝まで

- ・その他、何らかの理由で校長が停止日と認めた日とする。

⑨ 対外試合等について

- ・安全面に十分注意し、何らかの事故が起きた場合には、速やかに対応できるように部員の連絡名簿、急救箱等を持参する。

- ・参加大会は、10大会程度とする。

⑩ 事故の防止と処理について

- ・顧問は常に施設設備・用具等の安全点検や生徒への安全指導も行い、応急処置ができるようする。事故が起きた場合は、速やかに校長・教頭・養護教諭、関係機関へ連絡し対処する。保護者への連絡も忘れないこととする。補償は日本スポーツ振興センターでまかなう。

- ・原則として、顧問不在の練習はしない。

- ・引率は原則、公共交通機関の利用とするが、人数や費用等でやむを得ず保護者の車を使用する場合、保護者会等で事前の承諾を得る。（傷害保険に加入する等の対策も必要である）

⑪ 施設設備の使用について

- ・部室、器具庫は常に整理整頓し、部活に関する用具、カバン等以外のものは置かないようにし、使用後は必ず施錠する。（生徒昇降口の施錠については特に注意する）施設設備、用具類は丁寧に使用し必ず元の場所に置くこととする。顧問は使用状況を把握し、必要に応じて指導する。

⑫ 活動費用について

- ・生徒会費（部活動費）、体育文化活動援助費、中学校部活動補助金を活動費用とし、年度始めの顧問会と生徒総会で各部の費用を決定する。生徒より活動費用等を集金する時は、通知を作成し保護者の承諾を得る。

⑬ 後援会組織については各部の運営により、もつことができる。

⑭ 部長については各部ごとに1名の部長を選出し、部長会議に出席する。各部の実状に合わせた人数の副部長を選出し、部長の補佐、代理を務める。

⑮ 設置部（原則、マネージャーは認めない）

- ・野球、ソフトテニス、バドミントン、剣道、吹奏楽、美術を設ける。

⑯ ホームページに各部の活動方針と月別の活動予定を掲載する。